

アメリカ法

第15回

丸山 英二

1

(2) 州の立法権 (c) 連邦の立法権との関係 (i) 専占: 黙示的専占

【黙示的専占(implied preemption)の例】

Campbell v. Hussey, 368 U.S. 297 (1961)

競売される葉たばこの統一的分類基準を定める連邦の法律に基づいて、農務長官が、産地に関わらず、青色の荷札で、たばこの品種、等級などを表示することを定める規則を制定していた。GA州、FL州、AL州産の葉たばこに白い荷札をつけることを定めたGA州の法律について、GA州の倉庫業者が執行の差止を求めた。最高裁は、たばこについて、産地ではなく特徴(characteristics)によって統一的分類を定めた連邦法の制定によって、葉たばこの種類表示の事項は連邦によって専占されているとして、当該州法を無効とした。

Florida Lime and Avocado Growers, Inc. v. Paul, 373 U.S. 132 (1963)

連邦の法律のもとではアボカドの油脂分は7パーセント以上でなければならないとされていたところ、CA州の法律は、油脂分が8パーセント未満のアボカドの販売を禁じた。このCA州の法律について、連邦最高裁は、アボカドの油脂分についての規制を専占する意思は連邦議会になく、連邦の規制は統一の基準を定めるものではなく、最低基準を定めるものである、と認定して、有効とした。

3

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法

1. 立法権

2

(2) 州の立法権 (c) 連邦の立法権との関係 (i) 専占: 黙示的専占

【黙示的専占(implied preemption)の種類】

- 領域的専占(field preemption)——一定の領域について州法の関与を禁じる
[それが認められるかどうかの判断要素——Text p. 51↑2~]
- 抵触による専占(conflict preemption)——連邦の法律に抵触する州法の効力を否定する
 - 連邦法の要件・義務と州法の要件・義務の双方の充足・遵守が不可能な場合
 - 州法が連邦法の目的の達成の障害となる場合

【最高裁における専占の有無の判断】

各裁判官による判断の相異

- 専占の有無
- 明示的専占・黙示的専占の別
- 黙示的のうち領域的専占・抵触による専占の別

4

(2) 州の立法権 (c) 連邦の立法権との関係 (ロ) 眠れる通商条項

【通商条項の存在自体による州の立法権限の制約—一例】

South Carolina State Highway Department v. Barnwell Bros., 303 U.S. 177 (1938)

道路の維持および交通安全の観点から、車両幅90インチ、または総重量20,000ポンドを超えるトラックの州道通行を禁止した州の法律について、最高裁は、州道の利用は地方的事項であり、そのような事項に対する州による規制は差別的なものでない限り、たとえ州際通商に負担を課すものであっても許されるとして、合憲とした。

Southern Pacific Co. v. Arizona, 325 U.S. 761 (1945)

1列車当り、客車であれば14両、貨車であれば70両を超える列車の運行を禁止した州の法律(Arizona Train Limit Law of 1912)に違反したとして訴えられた鉄道会社が、法律は合衆国の通商規制権限を制約するもので違憲であると主張した。

最高裁は、合衆国に与えられた州際通商規制権限によって州の通商規制権限がすべて排除されるわけではないとし、規制によって得られる利益と州際通商に対する影響とを比較衡量して合憲性を判断すると述べた上で、該規制によって事故減少は保証されない(列車が短くなると、列車数を増加せざるを得ない)のに対して、州際通商は大きく阻害されるとして、違憲とした。

眠れる通商条項(Dormant Commerce Clause)

◆州際通商条項の存在自体を根拠に、(州民の健康・安全・福祉や州の環境・資源の保護などを目的に制定される)州法による規制が禁じられる場合(Dormant Commerce Clause)

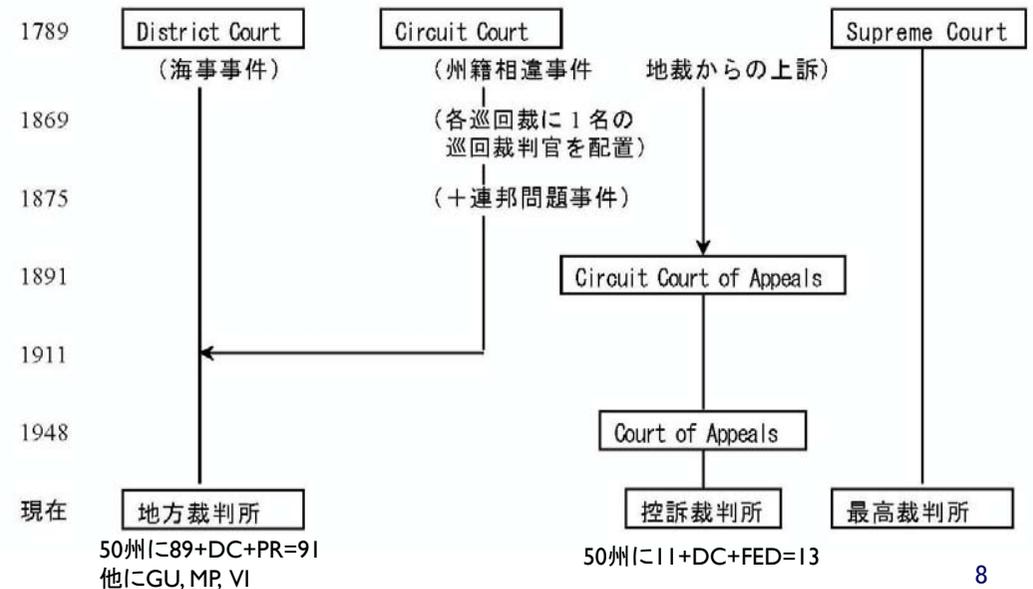
- ①規定の文言から、目的や方法の点で、自州の者・事物に比べて他州の者・事物を不利に取り扱ったり、州際通商を差別したり、州際通商の自由な流れを阻害したりする差別的・保護主義的な法律の禁止。
- ②州際通商に過度・不当な影響・負担を及ぼす法律の禁止。

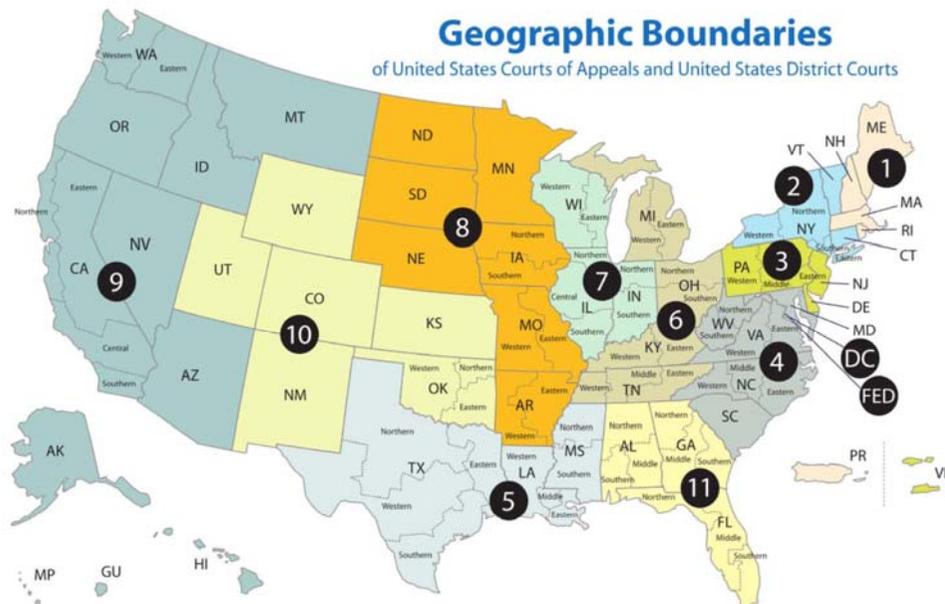


州際通商条項が象徴する「自由な州際通商[の流れ]」という価値が損なわれる。

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法
2. 裁判所・裁判権

(1) 連邦 連邦裁判所の変遷[再掲]





(1)(b) 連邦裁判所の裁判権 (subject matter jurisdiction)

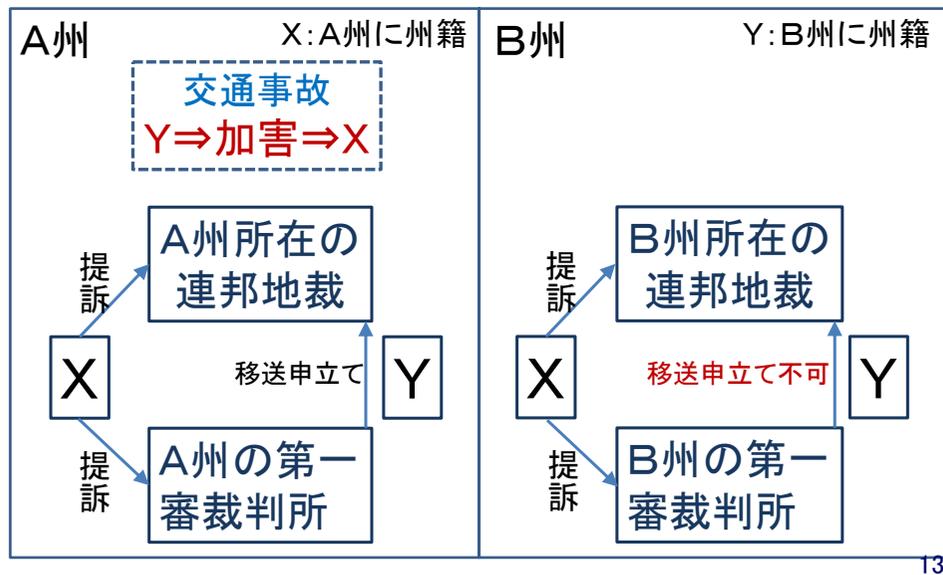
- (1) 憲法の規定, 法律の規定 Text p. 54↓8~
- (ロ) 連邦地方裁判所の裁判管轄権
 - ① 主な専属管轄権 Text p. 55↓3~
 - I 海事事件(連邦判例法)
 - II 破産事件(連邦法律)
 - III 特許権, 著作権に関する訴訟(連邦法律)
 - IV 合衆国に対する不法行為法上の訴訟(州判例法)
 - V 領事, 外交使節を被告とする訴訟
 - VI 連邦刑事法に関する事件(連邦法律)
 - ② 主な競合管轄権(州の裁判所と管轄権が競合するもの) Text p. 55↓11~
 - I 連邦問題事件(federal question case)——合衆国の憲法, 法律, 条約のもとで発生する民事訴訟
 - II 州籍相違事件(diversity of citizenship case; diversity case)——相異なる州の市民間の民事訴訟で, 訴訟物の価額が75,000ドルを超えるもの

州籍相違事件における州籍, domicile

- ◆domicileの成立要件
 - ① a physical presence in a place;
 - ② the intention to make a home there.
- ◆新たに出生した子どもの domicile は?
 - 両親のdomicile (domicile of origin: 出生に基づく本居)
 - ↑
 - ↓
 - domicile of choice: 選択による本居)
- ◆法人の州籍——設立州と主たる営業所の所在する州

連邦地裁の競合管轄事件

例:A州民XはA州を旅行中のB州民Yの運転する車にはねられ人身損害を蒙った。XがYを被告として損害賠償請求訴訟を提起する場合

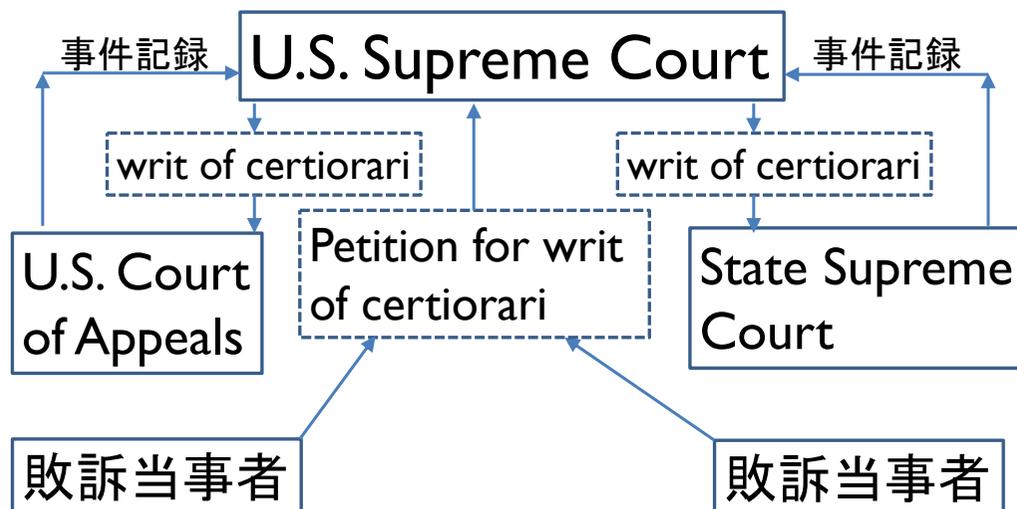


連邦最高裁の第一審管轄権——州が当事者の事件

- 州と州との争訟 (⑤)
- 州と合衆国との争訟 (④)
- 州と他州民の争訟 (⑥)
- 州と自州民との争訟 (×)
- 州と外国・外国人との争訟 (⑨)

※[丸数字は合衆国憲法第3編第2節についてのText p. 54↓13～に対応]

連邦最高裁への裁量上訴:writ of certiorari (記録移送令状)



連邦最高裁の上訴管轄権:writ of certiorari

- ◆writ of certiorari:本来は英国の大権令状(prerogative writs)に由来する例外的救済方法(extraordinary remedies)のひとつである記録移送令状。それが裁量上訴となるのは、他の大権令状由来の令状・救済と同様,writ of certiorari を発給するか否かが最高裁の裁量にかかるため(Sup. Ct. R. 10)。
- ◆Petition for writ of certiorari to the United States Court of Appeals for the XX Circuit denied / granted.
- ◆Petition for writ of certiorari to the Supreme Court of Virginia denied / granted.

(2) 州 (a) 州の裁判所

(イ) 第一審裁判所 ⇒ Text p. 57↓13～

Circuit Court—17州

District Court—15州 (MEのものは除く)

Superior Court—14州 (MEのものを含む) + DC

Circuit Court + Superior Court—IN

Supreme Court—NY

Court of Common Pleas—OH, PA

★Court of Chancery—DE, Chancery Court—MI, TN

(ロ) 中間上訴裁判所 ⇒ Text p. 58↓3～

(ハ) 最高裁判所 ⇒ Text p. 58↓7～

Court of Appeals—NY, MD

17

法的に有効な判決を得るための4要件 (第一審裁判所で問題になることが多い)

①裁判所が訴訟に対して事物管轄権 (subject matter jurisdiction)を有していること。

②裁判所が当事者に対して領域管轄権 (territorial jurisdiction) (契約事件や不法行為事件では対人管轄権 [in personam jurisdiction])になる)を有していること。

③裁判地 (venue—訴訟を提起すべき場所として法律が定めるcounty[州一審裁の場合], district[連邦地裁の場合]。被告の居住地, 不法行為地, 締約地などが規定される)が適切であること。Text p. 71 ↓7～。

④召喚状の送達により適切な告知 (adequate notice)が被告に与えられていること。Text p. 71 ↑5～p. 72 ↓5, p. 73. ↓2～5。

※これらの要件が満たされていない場合は、被告の申立てによって、訴訟は却下される。判決が下されていなければ、被告が黙示的に同意した場合を除いて(①は別), その判決は無効となる。

18

(b) 州裁判所の裁判権 (territorial jurisdiction)

(イ) はじめに

subject matter jurisdiction と territorial jurisdiction ⇒ Text p. 58↑13～p. 59↓9

◆ subject matter jurisdiction

• 連邦地裁 ↔ 州の (一般的管轄権をもつ) 第一審裁判所

◆ territorial jurisdiction

• 連邦地裁 ↔ 州の (一般的管轄権をもつ) 第一審裁判所

(ロ) 州の裁判権

• Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)—古典的原則の確立

• Kane v. New Jersey, 242 U.S. 160 (1916)—同意に基づく拡大

• Hess v. Pawloski, 274 U.S. 352 (1927)—州内での行為による黙示的同意に基づく拡大

• Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457 (1940)—本居に基づく拡大

• International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U.S. 310 (1945)—現代的理論の出発点

19

Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)

【事実の概要】

1865年11月, Mitchell (オレゴン州民・弁護士) は, Neff (カリフォルニア州民) を被告として, 1862～1863年の弁護士活動の報酬253ドル14セントの支払を求める訴訟を, オレゴン州のCircuit Courtに提起した。その後, 同月, Neffが非居住者であり, 相当な調査をしても住所が知れず, かつ, 州内に財産を有していることを述べる宣誓供述書を提出して, 呼出状の新聞紙上での公示送達を許可するよう裁判所に申し立てた。

州Circuit Courtは, オレゴン州の法律が規定する公示送達の要件が満たされているとして, 地元の週刊新聞に6週連続して掲載する方法での公示送達を許可する命令を下した。それに従って公示送達が行われたが, それを知らないNeffは応訴しなかった。

そこで, Mitchellは欠席判決を申し立て, 裁判所は, 請求額に利息と訴訟費用を加えた294ドル98セントの勝訴判決をMitchellに与えた (1866年2月)。

20

Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)

【事実の概要(続き)】

Mitchellはその判決の満足を得るために、Neffがオレゴン州内に有する土地(15,000ドルの価値があるとされた)について強制執行を申し立て、競売において、当該土地を、自ら、341ドル60セントで競落した。Mitchellは当該土地をPennoyer(のち、オレゴン州知事[1886~1894])に譲渡した。

9年後、この事態を把握したNeffは、合衆国Circuit Courtに、Pennoyerを被告として、当該土地の返還を請求する訴訟を提起した(diversity case)。合衆国Circuit Courtは、公示送達を求める申立てに付された宣誓供述書に瑕疵があったとして、公示送達とそれにもとづくオレゴン州のCircuit Court判決を無効とし、Neffの請求を認める判決を下した。

これに対して、Pennoyerが合衆国最高裁に上訴した。最高裁は、宣誓供述書に瑕疵はなかったとしたが、州裁判所の裁判権について次のように判示し、結論において原判決を肯認した。

21

Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878) 【判旨】

各州は、その領土内の人または物に対して排他的な裁判権を有する。従って、各州は、その領土外の人または物に対して直接の裁判権を行使し得ない。ある州によって設置された裁判所は、その州の領土外に召喚状を送達し、人または物をその判決に従わせることはできない。

訴訟が対人訴訟のとき、非居住者に対する公示等(publication)による擬制的送達は有効ではない。ある州の裁判所が出した召喚状は、他州に入り、そこに本居を有する当事者に対して、その州から出て訴訟に応じるよう呼び出すことはできない。裁判所の設置されている州内で召喚状を公示したとしても、非居住者の応訴義務を強めることにはならない。州外に送られた召喚状も、州内で公示された召喚状も、对人的責任を確定する手続においては等しく無効なのである。

22

第14修正の成立後は、このような判決の有効性の問題は、裁判権を及ぼし得ない者に対する裁判所の手続は due process of law を構成しない、という形で論じ得るようになった。そして、判決の効力を被告に対人的に及ぼすためには、応訴または直接的送達が必要であるとするのが due process of law の要件である。

ただし、州は、州内の組合や社団に参加したり、州内で履行される契約を締結したりする非居住者に対して、それらの関係で開始される法的手続における召喚状の送達を受領するために州内に代理人を任命するよう、または、そのような送達が行なわれる場所を指定するよう求め、それが行なされない場合には、州が自らその任命または場所の指定をなすことができる。

そのような事情が見受けられない本事案においては、非居住者である原告に対する直接送達もその応訴もなしに、オレゴン州の裁判所が下した对人的判決は無効であり、係争不動産の競売の根拠とはならない。原告の請求を認めた原審判決を肯認。

23